

陳情第129号	受理年月日	令和5年1月16日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	厚生年金未加入の就労者の国民年金保険料の負担軽減について	
<p>要旨</p> <p>昨今、国の制度改革により、多くの就労者が厚生年金の加入対象となったが、時間制約のある者や請負契約の者など、いまだに、厚生年金未加入者が多く存在する。</p> <p>厚生年金では、企業側が保険料の2分の1を負担することになっているが、これらの者の中には、その負担分が賃金等に反映されていない者もいる。そのため、以下の提案を行うとともに、まずは、これを任意で制度化し、状況により対応するよう国会に意見書を提出するか、市長の付帯意見をつけた上で国に意見を提案していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 厚生年金未加入の就労者は、雇用者より、国民年金保険料支払い補助を賃金とは別に受けることが出来ることとする。</p> <p>2 金額の計算は次のとおりとする。</p> <p>(1)国民年金保険料(月額)を、サラリーマンとしてフルタイムで就労した場合の1時間当たりの金額で算出する。なお、サラリーマンが1か月就労した場合の計算方法として、週40時間、一月4週(160時間)とする。</p> <p>(2) (1)の半額を雇用者の国民年金保険料支払い補助の基礎金額とし、次のいずれかの方法で算出する。</p> <p>ア 労働時間が分かっている場合、基礎金額に労働時間を掛ける。</p> <p>イ 報酬の支払総額を最低賃金で割り、その値に基礎金額を掛ける。</p> <p>(3) (2)は標準的な算出方法として示すものであり、これより増額する場合はこれを容認する。</p> <p>3 支払い方法は次のとおりであるが、就労者の希望によることとする。</p> <p>(1)年金を運営している機関に直接支払う。</p> <p>(2)いわゆる保険料支払いに限定した為替形式で支払う。</p>		

- 4 本来の国民年金保険料に端数が出るケースがあるが、それについては、原則そのまま受領することとする。なお、国民年金保険料を超えた場合、過去の未納分の支払いとしてこれを取り扱い、過去の未納分がない場合で付加年金に加入することが可能な場合は加入させ支払わせる。それを上回る場合は、将来の保険料の支払いのためにこれを保管等し、将来未納などが発生した場合に備える。
- 5 これに関する諸制度の制定は、行政機関が行う。